

さいたま市チャレンジスクール運営支援業務仕様書

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

1 件 名 さいたま市チャレンジスクール運営支援業務

2 履行場所 さいたま市浦和区岸町4丁目1番29号 外（別表1のとおり）

3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 一般事項

(1) さいたま市チャレンジスクール運営支援業務（以下「本業務」という。）の目的を達するため、本業務の遂行に必要な事項を、さいたま市チャレンジスクール運営支援業務仕様書（以下、「本仕様書」という。）の外、さいたま市チャレンジスクール運営支援業務特記仕様書（以下「本特記仕様書」という。）に定める。

(2) 受託者は、契約締結後本業務に関する次のアからウまでの書類を紙面にて委託者に提出する。アからウまでの書類の内容については、事前に委託者と協議する。なお、委託者は、業務の実施状況を確認するため、受託者に対し適宜、収支報告書等の提出を求めることができる。

ア 各業務の責任者及び組織体制
イ 業務従事者名簿
ウ 事業計画調書及び所要経費計画

(3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。

(4) 本業務を遂行するにあたり必要となる費用の支払い及び資機材の調達については、受託者の負担による。

(5) 受託者は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「さいたま市業務委託契約基準約款」に準拠し、特に個人情報の保護及び漏洩防止に関しては周知徹底を図る。

(6) 本業務に係るデータの紛失等がないよう、「さいたま市業務委託契約基準約款」の別記「情報セキュリティ特記事項」に従い、適切に業務に当たること。また、本業務が終了する場合の電子事務機器における残存データについても責任を持って対応し、それを起因とする漏洩に関しては履行期間外でも責任を負う。

(7) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。また、これを本業務以外に使用してはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(8) 受託者は、本業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。

(9) 受託者は、次に定める業務を行う。

ア 業務の実施にあたって関係する機関との連絡調整
イ 業務履行確認検査の立会い及びその準備

(10) 本仕様書及び本特記仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとする。また、委託者の依頼に基づく業務について

は協議を行う。

- (11) 受託者は、業務の履行において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条及び附則第 4 条の規定に基づき委託者が定めた地方公共団体等職員対応要領を踏まえ、委託者が提供することとされている障害者に対する合理的配慮に留意するものとする。
- (12) 受託者は、契約締結前に委託者と受託者で協議し、委託者の承諾後に支払内訳書を作成し提出する。

5 特約条項

令和 8 年度のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除する場合がある。

6 その他

- (1) 履行期間中に受託者において作成した資料は、常時電子データにより委託者及び受託者において、情報共有することとする。
- (2) 履行期間満了後、次年度以降に契約を締結しない場合は、各チャレンジスターからの報告書等について、委託者と協議の上、次期受託者へ提供することとする。
- (3) 履行期間満了後、次年度以降に契約を締結しない場合、委託者を通して可能な限り引継ぎに協力すること。
- (4) 各業務に係る項目について、本仕様書及び本特記仕様書に明記されていない事項がある場合及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して定める。

別表1

チャレンジスクール一覧 (令和7年12月末現在)

【小学校】

学校番号	区	学校名	チャレンジスクール名	実施場所所在地
001	浦和区	高砂小学校	たかさごサポート	浦和区岸町4丁目1-29
002	浦和区	常盤小学校	ときわっ子広場	浦和区常盤9丁目30-9
003	浦和区	木崎小学校	放課後チャレンジスクール「木崎っ子ひろば」 土曜チャレンジスクール	浦和区領家4丁目19-4
004	南区	谷田小学校	谷田小学校チャレンジスクール	南区太田窪5丁目10-6
005	浦和区	仲本小学校	仲本ふれあいチャレンジスクール	浦和区本太2丁目12-31
006	浦和区	本太小学校	本太小学校チャレンジスクール	浦和区本太2丁目26-25
007	緑区	三室小学校	三室小学校チャレンジスクール	緑区三室1994
008	緑区	尾間木小学校	おまぎっ子チャレンジスクール	緑区東浦和8丁目11-5
009	南区	南浦和小学校	南浦和小学校チャレンジスクール	南区白幡1丁目1-20
010	南区	浦和別所小学校	しののめ希望間	南区别所2丁目5-34
011	浦和区	北浦和小学校	北浦和ふれあいプレーランド	浦和区北浦和2丁目18-3
011	浦和区	北浦和小学校	土曜はと教室	浦和区北浦和2丁目18-3
012	浦和区	仲町小学校	わくわく3・5くらぶ マンゴーくらぶ Sat Try	浦和区常盤8丁目18-4
013	浦和区	上木崎小学校	けやきチャレンジ	浦和区上木崎3丁目4-3
014	浦和区	岸町小学校	岸町小チャレンジスクール	浦和区岸町5丁目20-4
015	南区	大谷場小学校	大谷場小学校ふたばチャレンジスクール	南区南浦和1丁目18-3
016	桜区	土合小学校	土合小くすのきっずクラブ	桜区西堀7丁目21-1
017	桜区	大久保小学校	おおくぼチャレンジスクール	桜区五閑21
018	緑区	原山小学校	チャレンジスクール はらっぴー	緑区原山1丁目30-12
019	浦和区	針ヶ谷小学校	針ヶ谷ふれあい子ども教室	浦和区領家7丁目2-1
020	南区	大谷場東小学校	ひまわりE A S T	南区大谷場2丁目13-54
021	緑区	大門小学校	大門小学校のびのび教室	緑区大門1189
022	緑区	野田小学校	野田小チャレンジスクール	緑区上野田16
023	南区	西浦和小学校	西浦和小学校チャレンジスクール	南区山本1丁目3-5
024	南区	辻小学校	辻小虹色チャレンジスクール	南区辻6丁目3-28
025	浦和区	大東小学校	大東小学校チャレンジスクール	浦和区大東3丁目14-1
026	南区	文蔵小学校	文蔵★キッズステーション	南区文蔵5丁目16-29
027	南区	沼影小学校	沼影小学校チャレンジスクール ぬまかげっ子	南区沼影2丁目8-36
028	南区	大谷口小学校	大谷口小 けやきっ子クラブ・遊学館	南区広ヶ谷戸24
029	桜区	栄和小学校	栄和小わくわくスクール	桜区栄和1丁目7-1
030	緑区	道祖土小学校	さいどっ子チャレンジスクール	緑区道祖土1丁目1-1
031	桜区	田島小学校	たじまっこ	桜区田島10丁目12-1
032	桜区	大久保東小学校	大久保東小チャレンジスクール「東っ子」	桜区大久保領家331
033	南区	浦和大里小学校	大里っ子チャレンジスクール	南区别所7丁目14-28
034	桜区	新開小学校	しびらきチャレンジ	桜区新開2丁目18-1
035	桜区	神田小学校	神田小学校チャレンジスクール	桜区神田541-1
036	緑区	中尾小学校	なかおっ子チャレンジスクール	緑区中尾2596-1
037	南区	苦前小学校	苦前っ子ひろば	南区太田窪2500-1
038	緑区	大牧小学校	大牧小・チャレンジスクール	緑区東浦和6丁目12-3
039	桜区	中島小学校	中島小チャレンジスクール・ウルラ	桜区中島1丁目28-1
040	緑区	芝原小学校	かかしっ子くらぶ	緑区芝原2丁目5
041	浦和区	常盤北小学校	ひまわりっ子広場	浦和区針ヶ谷4丁目2-12
042	南区	向小学校	土曜わくわく教室・木曜ひまわり教室	南区大谷口5437
043	大宮区	大宮小学校	大宮小学校チャレンジスクール	大宮区大門町3丁目3
044	大宮区	大宮東小学校	大宮東小チャレンジスクール	大宮区堀の内町3丁目145
045	大宮区	大宮南小学校	ニコニコスマイル大宮南	大宮区吉敷町3丁目87
046	大宮区	大宮北小学校	大宮北小チャレンジスクール	大宮区宮町3丁目84
047	大宮区	桜木小学校	桜木子ども広場	大宮区桜木町4丁目328-9
048	大宮区	三橋小学校	三橋いきいき広場・三橋小土曜チャレンジスクール	大宮区三橋2丁目20
049	大宮区	大成小学校	大成小学校チャレンジスクール	大宮区大成町2丁目282
050	北区	東大成小学校	チャレンジスクール 「とちの木」	北区東大成町2丁目12
051	北区	日進小学校	日進小にっこりスクール	北区日進町2丁目911

学校番号	区	学校名	チャレンジスクール名	実施場所所在地
052	北区	日進北小学校	日進北小チャレンジくぬぎ	北区日進町3丁目178
053	北区	宮原小学校	かもがく	北区宮原町4丁目102-6
054	北区	植竹小学校	植竹小チャレンジスクール	北区植竹町2丁目1
055	北区	大砂土小学校	大砂土小けやきの森チャレンジスクール	北区本郷町1
056	見沼区	大砂土東小学校	大砂土東小学校チャレンジスクール	見沼区大和田町2丁目998
057	見沼区	見沼小学校	もっこくチャレンジスクール	見沼区東大宮2丁目45
058	西区	指扇小学校	指扇小元気クラブ	西区西大宮1丁目49-6
059	西区	馬宮東小学校	馬宮東小学校チャレンジスクール	西区西遊馬189-1
060	西区	馬宮西小学校	馬西っ子クラブ	西区飯田新田189-2
061	西区	植水小学校	植水小チャレンジスクール	西区中野林225-1
062	見沼区	片柳小学校	片柳小チャレンジスクール	見沼区東新井244-1
063	見沼区	七里小学校	ななさと「あそびの城」	見沼区東宮下312
064	見沼区	春岡小学校	春岡小学校チャレンジスクール	見沼区春岡2丁目29-1
065	西区	大宮西小学校	西っ子チャレンジスクール	西区三橋5丁目1359
066	西区	栄小学校	栄小ツワキッズチャレンジスクール	西区飯田811
067	北区	大宮別所小学校	放課後チャレンジスクールふれあい広場宇宙	北区別所町42-1
067	北区	大宮別所小学校	大宮別所小学校土曜チャレンジスクールふれあい広場宇宙	北区別所町42-1
068	大宮区	芝川小学校	芝川小チャレンジスクール	大宮区天沼町2丁目1077
069	見沼区	蓮沼小学校	蓮小チャレンジ	見沼区蓮沼1070
070	大宮区	上小学校	わくわくかみこ	大宮区上小町1337-1
071	西区	宮前小学校	宮前小学校チャレンジスクール 夢の課外授業（土曜） みやまえ学校（放課後）	西区宮前町341
072	見沼区	大谷小学校	いきいきニヨッキーズ	見沼区大谷18
073	見沼区	島小学校	島小チャレンジスクール	見沼区島町533-2
074	西区	指扇北小学校	秋葉キッズクラブ	西区中町1506-1
075	見沼区	東宮下小学校	東宮下小学校 チャレジスクール	見沼区東宮下215-1
076	北区	泰平小学校	泰平っ子チャレンジスクール	北区今羽町628
077	見沼区	海老沼小学校	海老沼小学校チャレンジスクール	見沼区東新井710-5
078	見沼区	春野小学校	はるのっ子広場	見沼区春野1丁目10-1
079	中央区	与野本町小学校	本町 E - N A	中央区本町東3丁目5-23
080	中央区	上落合小学校	青い鳥くらぶ	中央区上落合4丁目14-24
081	中央区	大戸小学校	大戸小学校すぎっぴーチャレンジスクール	中央区新中里1丁目6-28
082	中央区	下落合小学校	ふれあい教室	中央区上落合1丁目7-33
083	中央区	与野西北小学校	西北小けやきチャレンジ	中央区円阿弥4丁目3-7
084	中央区	鈴谷小学校	鈴谷小チャレンジスクール 鈴谷っ子くらぶ	中央区鈴谷5丁目1-1
085	中央区	与野八幡小学校	与野八幡小学校チャレンジスクール「よのはちっこ」	中央区本町東5丁目23-14
086	中央区	与野南小学校	南小わくわくチャレンジ	中央区大戸6丁目2-25
087	岩槻区	岩槻小学校	岩槻小チャレンジスクール	岩槻区本町5丁目6-45
088	岩槻区	太田小学校	太田小子ども元気塾太田小土曜チャレンジスクール	岩槻区仲町1丁目17-3
089	岩槻区	川通小学校	川小っ子チャレンジスクール	岩槻区大野島422-1
090	岩槻区	柏崎小学校	柏崎小チャレンジスクール	岩槻区柏崎762
091	岩槻区	和土小学校	和土っ子かえるクラブ	岩槻区黒谷1353
092	岩槻区	新和小学校	新和小チャレンジスクール	岩槻区尾ヶ崎1252
093	岩槻区	慈恩寺小学校	慈小っ子チャレンジスクール	岩槻区慈恩寺259
094	岩槻区	河合小学校	かわいドリーム塾	岩槻区平林寺351
095	岩槻区	東岩槻小学校	東岩槻小 すわっ子塾	岩槻区諏訪2丁目6-1
096	岩槻区	城北小学校	じょうほくチャレンジスクール	岩槻区岩槻6619
097	岩槻区	徳力小学校	徳力小学校 絆教室	岩槻区徳力136-4
098	岩槻区	上里小学校	上里小ほたるっ子チャレンジスクール	岩槻区上里2丁目2
099	岩槻区	西原小学校	西原小チャレンジスクール	岩槻区西原6-25
100	岩槻区	城南小学校	城南小チャレンジスクール	岩槻区南下新井1191-1
101	南区	辻南小学校	辻南っ子ひろば	南区辻8丁目7-32
102	北区	つばさ小学校	チャレンジつばさ	北区宮原町3丁目902-4
103	緑区	美園小学校	美園小はばたき教室	緑区美園5丁目33
104	緑区	美園北小学校	美園北小つばさ教室	緑区美園2丁目12-11

※105 見沼区 大和田小学校 令和8年4月開校予定

【中学校】

学校番号	区	学校名	チャレンジスクール名	実施場所所在地
201	南区	岸中学校	岸中学校チャレンジスクール (岸中プラッシュアップ チャレンジスクール)	南区南本町2丁目25-27
202	浦和区	常盤中学校	常盤中学校チャレンジスクール	浦和区針ヶ谷4丁目1-9
203	浦和区	木崎中学校	木崎中学校チャレンジスクール	浦和区瀬ヶ崎2丁目17-1
204	緑区	原山中学校	原山中学校チャレンジスクール	緑区太田窪1丁目10-22
205	浦和区	本太中学校	本太中学校チャレンジスクール	浦和区領家1丁目4-15
206	緑区	東浦和中学校	東浦和中学校チャレンジスクール	緑区中尾1207-1
207	南区	南浦和中学校	未来チャレンジスクール	南区辻6丁目1-33
208	南区	白幡中学校	白幡中チャレンジスクール	南区白幡2丁目18-13
209	浦和区	大原中学校	大原中学校チャレンジスクールなでしこ	浦和区大原3丁目1-11
210	桜区	土合中学校	土合中学校チャレンジスクール	桜区町谷1丁目19-1
211	桜区	大久保中学校	大久保中学校「チャレンジスクール」	桜区五鶯282
212	南区	大谷場中学校	大谷場中学校土曜チャレンジスクール	南区大谷場2丁目13-54
213	緑区	美園中学校	美園中スマイルチャレンジ	緑区大崎2550-3
214	南区	大谷口中学校	大谷口中 土曜チャレンジスクール	南区広ヶ谷戸21
215	桜区	田島中学校	田島中学校土曜チャレンジスクール	桜区田島10丁目13-1
216	緑区	三室中学校	三室中学校チャレンジスクール	緑区馬場1丁目38-2
217	桜区	上大久保中学校	上チャレ	桜区上大久保861-1
218	南区	内谷中学校	内谷中学校土曜チャレンジスクール	南区内谷6丁目10-1
219	緑区	尾間木中学校	尾間木チャレンジスクール学習教室	緑区東浦和4丁目29-1
220	大宮区	大宮東中学校	大宮東中学校チャレンジスクール「とうちゃん」	大宮区堀の内町1丁目99
221	大宮区	大宮南中学校	大宮南中チャレンジスクール	大宮区天沼町2丁目362
222	大宮区	大宮北中学校	北の杜チャレンジスクール	大宮区寿能町1丁目21
223	大宮区	桜木中学校	桜木中チャレンジスクール	大宮区桜木町4丁目219
224	大宮区	三橋中学校	三中チャレンジ	大宮区三橋1丁目1300
225	大宮区	大成中学校	大成中学校チャレンジスクール	大宮区大成町2丁目379
226	北区	日進中学校	日進中学校チャレンジスクール	北区櫛引町2丁目503-1
227	北区	宮原中学校	夢チャレンジスクール宮原	北区宮原町4丁目129
228	北区	植竹中学校	植竹中学校土曜チャレンジルーム	北区土呂町352
229	見沼区	大砂土中学校	澆刹チャレンジスクール	見沼区東大宮1丁目100-1
230	西区	指扇中学校	指扇中学校チャレンジスクール	西区西大宮3丁目31-1
231	西区	馬宮中学校	錦乃スクール	西区ニッ宮589-1
232	見沼区	片柳中学校	夢 はぐくみ教室	見沼区御藏551
233	見沼区	春里中学校	春里中学校チャレンジスクール	見沼区小深作268-19
234	西区	大宮西中学校	大宮西中学校藤花教室	西区三橋6丁目1558
235	見沼区	七里中学校	七中チャレンジスクール	見沼区東宮下1丁目1-1
236	北区	泰平中学校	泰平中チャレンジスクール	北区本郷町1991
237	西区	宮前中学校	宮前中未来へJumpチャレンジスクール	西区宮前町1467-1
238	西区	植水中学校	植水中学校土曜チャレンジスクール	西区三条町345-1
239	見沼区	大谷中学校	大谷中学校土曜チャレンジスクール	見沼区大谷1634-2
240	大宮区	第二東中学校	第二東中チャレンジスクール	大宮区天沼町1丁目760
241	西区	土屋中学校	土屋中チャレンジスクール	西区土屋1766-1
242	見沼区	大宮八幡中学校	大宮八幡中学校チャレンジスクール	見沼区南中丸357
243	北区	土呂中学校	土呂中学校「土曜チャレンジスクール」	北区見沼3丁目75
244	見沼区	春野中学校	春野道場(チャレンジスクール)	見沼区春野2丁目2-1
245	中央区	与野東中学校	東風チャレンジ	中央区下落合3丁目21-10
246	中央区	与野西中学校	与野西中「土曜チャレンジスクール」	中央区鈴谷8丁目10-33
247	中央区	与野南中学校	さいたま市立与野南中学校土曜チャレンジスクール	中央区大戸2丁目6-25
248	中央区	八王子中学校	かやの木スクール	中央区八王子4丁目2-1
249	岩槻区	岩槻中学校	岩中竹束チャレンジスクール	岩槻区仲町1丁目14-35
250	岩槻区	川通中学校	川通中チャレンジスクール	岩槻区長宮435
251	岩槻区	城南中学校	城南チャレンジスクール (J C S)	岩槻区笛久保577
252	岩槻区	慈恩寺中学校	煌チャレンジスクール	岩槻区裏慈恩寺505
253	岩槻区	城北中学校	城北中土曜チャレンジスクール	岩槻区本宿392-1
254	岩槻区	桜山中学校	さくらチャレンジスクール	岩槻区表慈恩寺684-1
255	岩槻区	柏陽中学校	柏陽中チャレンジスクール	岩槻区真福寺454
256	岩槻区	西原中学校	西原中チャレンジスクール	岩槻区岩槻3750
257	浦和区	浦和中学校	浦和中学校チャレンジスクール	浦和区元町1丁目28-17
258	緑区	美園南中学校	美園南中学校チャレンジスクール	緑区美園6丁目15

さいたま市チャレンジスクール運営支援業務特記仕様書

1 仕様書の位置付け

さいたま市チャレンジスクール運営支援業務仕様書（以下「本仕様書」という。）及びさいたま市チャレンジスクール運営支援業務特記仕様書（以下「本特記仕様書」という。）は、「さいたま市チャレンジスクール推進事業実施要綱」に基づく「土曜チャレンジスクール」及び「放課後チャレンジスクール」（以下「チャレンジスクール事業」という。）の推進に係る「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務」の遂行に必要な事項を記したものである。

2 背景

チャレンジスクール事業では、平成24年度から、市立小・中学校の全校を対象として、子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむことを目的に、土曜日や放課後等に学校の教室等を活用し、より多くのより幅の広い層の地域住民等の参画を得て、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの自主的な活動や、スポーツ・文化活動など多様な活動を実施してきた。

平成29年3月に社会教育法の一部が改正され、本事業のような地域と学校が協働して行う「地域学校協働活動」の推進が肝要となったことから、今後は本事業のより一層の充実と推進が必須となっている。

3 目的

本業務は、各チャレンジスクールに対して、各チャレンジスクールのニーズを反映した、適切で質の高い支援や情報の提供を行うことにより、チャレンジスクール事業を持続させ、一層の充実と推進を図ることを、主たる目的とする。

具体的には、以下のことを実現すること。

- (1) 各チャレンジスクールの運営について適切な支援体制を整えること。
- (2) 児童生徒にとって有意義で魅力のある「学習プログラム」及び「体験プログラム」（以下「プログラム」という。）を提供すること。
- (3) 活動を安定的かつ継続的に行うことができるようチャレンジスクールの運営に係る教室コーディネーター及び学習アドバイザー並びに安全管理員等（以下「スタッフ」という。）や、講師等の人材の確保等に努めること。
- (4) スタッフの資質を向上させるための具体的方策を講じること。
- (5) 参加児童生徒及びその保護者並びに運営するスタッフの満足度の向上のため、具体的方策を講じること。
- (6) チャレンジスクールに係る広報について、具体的方策を講じること。

4 業務の内容

受託者は、本特記仕様書「3 目的」を達成するために、以下の業務を行うこと。

- (1) チャレンジスクール支援に係る業務

受託者は、チャレンジスクールを運営するスタッフにより構成される、チャレンジスクール実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、以下のことを行うこと。

① 実行委員会への支援に関すること。

ア 各実行委員会の請求に応じ、運営費等に係る事務手続きを行うこと。詳細は、別紙1「運営費等に係る事務手続き」を参照すること。

イ 各学校の学校地域連携コーディネーター、各実行委員会及び各チャレンジスクールのスタッフ等と連携を図ること。

ウ 各実行委員会や各チャレンジスクールからの問い合わせ等に適切に対応するとともに、必要に応じて運営等に関する的確な助言を行うこと。

エ 各実行委員会からの請求に応じ、謝金等の支払い等を行うこと。詳細は、別紙2「謝金等事務手続き」を参照すること。

オ スタッフ等の登録名簿について適切な管理を行うこと。

カ 各実行委員会の求めに応じ、必要になった消耗品等を速やかに準備・配布すること。なお、消耗品等への対応や経費等は、受託者の負担とする。

キ 各チャレンジスクールにおいて一律に、または同時期に調達する必要のある消耗品等については、一括して購入する方が有利な場合、受託者が取りまとめて購入しても差支えない。ただし、その場合は必ず事前に委託者の同意を得た上で、各チャレンジスクールに必要な説明を行うこと。

ク 業務連絡用の携帯電話（スマートフォンを含む。以下、「携帯電話」という。）を貸与すること。

(ア) 各チャレンジスクールの緊急及び事務連絡用として、携帯電話を各チャレンジスクールに必要数貸与すること。

(イ) 貸与する携帯電話は、通話・メール・インターネット接続ができるものであること。

(ウ) 貸与する携帯電話は、現在使用している電話番号を継続して使用できるように努めること。

(エ) 携帯電話の電話番号の継続使用、貸与等に係る経費は、受託者の負担とする。

ケ 報告書の管理や報告等を適切に行うこと。

(ア) 実行委員会から主に書面により提出される報告書により実施状況等を把握し、運営に役立てること。

(イ) 実施状況等について、委託者が必要とする内容について報告すること。なお、報告する内容は、委託者と協議の上取り決めること。

コ 各チャレンジスクールの効率化を図るため、事務手続きに関する手引きを実行委員会及び学校地域連携コーディネーターへ配布すること。

サ 学校地域連携コーディネーターが新任である場合においては、求めに応じて、事務等基本事項の説明を行うこと。

シ 毎月の経費使用額をクで貸与している携帯電話にメールで連絡すること。

② 参加児童生徒等への安全管理に関すること。

受託者は、チャレンジスクールが安心安全に運営できるよう、業務にあたる施設等の概要や状態の把握に努め、参加者の安全に十分配慮し、危害発生の防止を図るため、委託者と協力の上、情報提供及び適切な助言を行うこと。

ア 参加児童生徒等への安全確保をすること。

イ チャレンジスクールの活動中の事故発生時に連絡がとれる体制を整えること。

ウ 事故があった際は、チャレンジスクールからの事故報告を受理し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、その旨を委託者へ速やかに報告すること。

エ 参加児童生徒及びスタッフを対象とした、保険に加入すること。なお、保険の種類は以下のとおりとする。

(ア) チャレンジスクールの活動実施中や参加するための往復途上を対象とした傷害保険へ加入すること。

(イ) 活動中に生じた事故等を対象とした損害賠償保険へ加入すること。

オ エで加入する保険について、その実績を委託者へ報告すること。

カ 保険の補償内容、適用範囲については、委託者が提示するものとする。

キ 参加児童生徒にかかる傷害保険料は参加者自らの負担とする。ただし、加入に伴い前払いでの保険料を支払う必要がある場合は、受託者が立て替えて支払い、精算時に各チャレンジスクールから保険料相当額を収納する。

ク スタッフの傷害保険及び損害賠償責任保険の保険料は本契約に含むものとし、受託者が負担する。

③ 巡回訪問にすること。

ア 各チャレンジスクールの実施状況の把握、スタッフからの相談受付及び助言を行うため、委託者と協議の上、小学校及び中学校の各チャレンジスクールを、計画的に巡回訪問すること。

イ 巡回訪問先は、委託者と協議の上取り決める。

ウ 巡回訪問実施後は、委託者へ速やかに書面またはデータにより報告等を行う。なお、報告事項の詳細は、委託者と協議の上取り決める。

(2) プログラムの提供に係る業務

受託者は、各チャレンジスクールが選択して実施できるプログラム等を提供すること。

① プログラムの提供にすること。

ア 小学生向け、中学生向けのプログラムを以下のとおり提供すること。

(ア) 学習プログラム「思考力教材」の全校への配布

(イ) 複数種類の学習プログラムを希望校へ配布

(ウ) 講師を派遣する講座の提供

(エ) 研修会におけるプログラムの提供

イ プログラムは、国語、社会、算数・数学、理科、生活、英語、運動、体験学習等で、一般市場において有料で提供されている内容と同程度か、それ以上のものとする。

ウ ICTを活用できる環境が整った場合においては、実行委員会の求めに応じ、ICTを活用したプログラムの提供について検討すること。

エ プログラムの実施にあたり、受益者負担分として保険料、材料費等を含む参加料を参加児童生徒から徴収することを可とする。必要に応じて、委託者と協議を行うこと。

オ エで徴収する費用は、実費相当額（1回あたり1,000円以内）とし、参加児童生徒の負担が高額とならないよう配慮すること。

カ 有料のプログラム実施にあたり必要となる経費は、参加児童生徒から徴収する参加料で賄うことを原則とする。必要に応じて、委託者と協議を行うこと。

キ さいたま市が連携している大学、企業等と調整し、プログラム等の実施について協議すること。

② 講師に関すること。

ア 講師の派遣

(ア) 受託者は、実行委員会の求めに応じ、外部講師派遣の手配に係る事務手続きを行うこと。詳細は、別紙3「講師派遣の手配に係る事務手続き」を参照すること。

(イ) 受託者提供のプログラムを実施する場合は、講師に対し、本事業の趣旨等を理解させるための研修等を受けさせること。

イ 講師の養成

受託者が開発したプログラムにおいて講師を派遣するために、講師として必要とされる知識・技術等を習得できるよう、講師の養成に努めること。

ウ 講師の確保

実行委員会の求めに応じて、チャレンジスクールで実施する内容に必要とされる講師を派遣できるよう努めること。

(3) スタッフ等の人材確保に係る業務

受託者は、チャレンジスクールのスタッフの人材確保に係る業務として、以下のことを行うこと。

① スタッフの配置支援に関すること。

ア チャレンジスクールのスタッフに欠員が生じるなどした場合に、各実行委員会の求めに応じ、スタッフ配置の支援を行うこと。

イ ボランティアを増やすことができるよう、「4(4)」で定める研修会、運営会議において、事例等の紹介を行うよう努めること。

② ボランティアシティさいたまWEB（以下「ぼらたま」という。）を活用した人材確保に関すること。

受託者は、ぼらたまを活用し、ボランティアの確保等を行うにあたり、委託者が別途契約しているぼらたまの保守業務受託者と連携し、次の業務を実施する。

ア 新規登録者に関すること。

(ア) ぼらたまに新規登録した者のうち、チャレンジスクールのスタッフとしてボランティア活動の登録を希望する者にボランティア基礎研修を実施

すること。研修内容は、新規登録者がチャレンジスクールの内容やスタッフとしての役割を自覚できるような研修とすること。

(イ) 毎月1回程度新規登録者を対象とした研修を実施する。なお、これにより難い場合は、別途対象者の相談に応じること。ただし、対象者がいない場合はこの限りではない。

(ウ) 研修に係る広報、連絡調整、会場確保等の庶務を行うこと。

(エ) 研修場所は、できるだけ交通至便な場所とすること。

(オ) 新規登録者が研修を受講した場合には、ぼらたま登録者とすること。

イ ぼらたま登録者のうちチャレンジスクールの研修を受講した者と、各チャレンジスクールとのマッチング作業を行い、マッチング結果を双方へ伝えること。なお、必要に応じて、各チャレンジスクールに対して、ボランティア紹介の要否を確認するよう努めること。

③ 大学生等のボランティアの拡充に関すること。

受託者は、大学等と調整の上、対面またはオンラインによる説明会を実施し、チャレンジスクールの周知を図るとともにボランティアの拡充に努めること。また、その実施状況について、委託者に報告すること。

④ ボランティアの募集に資するため、ボランティアシティさいたまWEB（ぼらたま）経由でマッチングをしたボランティアについては、年齢、職業、ボランティアを始めるきっかけについて把握し、委託者へ適宜報告すること。

(4) スタッフの資質向上及びチャレンジスクールの充実に係る業務

受託者は、チャレンジスクールのスタッフの資質向上及びチャレンジスクールの充実に係る業務として、以下のことを行うこと。

① スタッフの研修等に関すること

ア チャレンジスクールの安全な運営及び充実に資するため、各チャレンジスクールのスタッフを対象として研修会を年4回程度企画し、実施すること。なお、開催回数及び開催日については、あらかじめ委託者と協議を行い、決定するものとする。

イ 研修会開催に係る庶務は受託者が行い、開催に係る経費は受託者が負担すること。

ウ 研修会開催後、会議の終了の日から1か月以内に会の内容を委託者に書面にて報告すること。

エ 研修会を有用なものとするために、全体をいくつかのグループに分けて、実施することは差し支えない。

オ 研修会の内容の決定にあたっては、委託者と協議を行い、委託者の承認を得ること。内容の決定の際には、スタッフのニーズを的確に把握するため、必要に応じてスタッフ等を対象としたアンケートを実施すること。アンケートの集計は受託者において行うこと。

カ 研修会の講師は、実務に関する知識や経験を持つ者とすること。

キ 研修会の参加者のうち、参加に際し交通費がかかる者について、実費相当額を支払うこと。

ク チャレンジスクールがより発展、充実、拡大していくために必要な情報や、国及び他の市区町村等の事例など情報の収集に努めるとともに、研修等において適宜報告すること。

ケ チャレンジスクールのスタッフに対して、ボランティアの内容や子どもへの対応方法等が記載された冊子の作成及び配布を行うこと。記載する内容や配布する対象は、委託者と協議の上決定すること。

コ ぼらたまに関するシステム操作及び作業の支援を必要に応じて行うこと。また、ぼらたまの保守業務受託者が作成しているぼらたまへの各種登録作業用のマニュアルを各チャレンジスクールの求めに応じて配布すること。

② 運営会議の企画・運営に関すること。

ア 運営会議の概要に関すること。

(ア) 各チャレンジスクールの代表者全員（約180人）を対象とした全体会の企画・運営をすること。

(イ) 各チャレンジスクールの代表者を対象として、小学校を4、中学校を2程度のブロックに分け、それぞれのブロックごとに開催するブロック会（1回あたり約30人）を企画・運営すること。

イ 運営会議の議事の進行等を行うこと。詳細については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行って決定すること。

ウ 委託者が運営会議のテーマ選定を行う際に、受託者はテーマ選定についての助言を行うこと。スタッフのニーズを的確に把握した提案を行うため、年に1回以上、スタッフ等を対象としたアンケートを実施すること。アンケートの集計は受託者において行うこと。アンケート実施の時期については、委託者と協議すること。

エ 運営会議においては、主に次の事項について協議を行うこととする。

(ア) チャレンジスクールの運営に係る事項

(イ) チャレンジスクール開催時の安全管理に係る事項

(ウ) 事業実施後の検証・評価に関わる調査資料等の収集に係る事項

(エ) その他、チャレンジスクールの充実・課題解決に必要な事項

オ 運営会議の開催は次のとおりとすること。なお、開催回数及び開催日については、あらかじめ委託者と協議を行い、決定するものとする。

(ア) 全体会 … 年2回程度

(イ) ブロック会 … 各ブロックにつき年1回以上

カ 運営会議開催に係る庶務は受託者が行い、開催に係る経費は受託者が負担すること。

キ 運営会議開催後、会議の終了の日から1か月以内に会議内容を委託者に書面にて報告すること。

③ 企画会議の企画・運営に関すること。

ア 区のチャレンジスクールの代表者を対象とした企画会議（以下「企画会議」という。）の企画・運営をすること。

イ 企画会議の議事の進行等を行うこと。その詳細については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行って決定すること。

ウ 企画会議においては、テーマ選定は、委託者において行うこととする。

その際に受託者は、テーマ選定についての助言を行うこと。なお、企画会議においては、主に次の事項について協議を行うこととする。

(ア) チャレンジスクール運営会議に係る事項

(イ) その他、チャレンジスクールの充実・課題解決に必要な事項

ウ 企画会議を、年4回程度実施すること。なお、開催回数及び開催日については、あらかじめ委託者と協議を行い、決定するものとする。

エ 企画会議開催に係る庶務は受託者が行い、開催に係る経費は受託者が負担すること。

オ 企画会議開催後、会議の終了の日から1か月以内に会議内容を委託者に書面にて報告すること。

(5) 満足度向上に係る業務

受託者は、チャレンジスクールの満足度向上に係る業務として、以下のことを行うこと。

① アンケート調査にすること。

ア 受託者は、参加児童生徒及びその保護者、スタッフを対象とした各チャレンジスクールに係るアンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査は回答者を一定数確保できる方法により行うこととする。

イ 調査項目及び実施方法並びに報告の方法については、あらかじめ委託者と十分に打ち合わせること。

ウ 回収したアンケート調査の集計を行い、自由記述欄も含む集計結果（全市分一括及び各チャレンジスクール別）のエクセル形式またはCSV形式のデータを委託者及び各チャレンジスクールに速やかに報告すること。なお、集計を行う項目は、委託者及び受託者において協議を行い決定すること。

エ ぼらたまを活用・集計し、委託者及び各チャレンジスクールへ報告を行うこと。

オ 委託者が提供する前年度の調査結果の成果と課題を分析し、資料を作成・配布等を行い、研修等において活用すること。

カ アンケート実施に係る用紙の印刷費、自由記述のパンチャー入力、集計、分析等にかかる費用、研修等の資料にかかる費用は受託者の負担とする。

(6) 広報業務

① 広報にすること。

ア チャレンジスクール事業に関する広報等を行うこと。

イ 広報する対象を明確にし、ぼらたまやSNSを活用するなど、各対象に適した方法で広報を行うこと。

ウ スタッフの募集チラシ（A4版表裏カラー）や広報等に資するチラシ、のぼり等を、委託者の求めに応じ作成し提供すること。チラシ、のぼり等の作成に係る経費は、受託者の負担とする。

エ チャレンジスクール事業の広報及び本特記仕様書「4(3)③」に記載の「ボランティアの拡充」のために、市立小・中学校、近隣の高等学校・大学、公民館、図書館等に本特記仕様書「4(6)①ウ」で作成したチラシ等を配布すること。公民館、図書館等への配布にあたっては、会議や使送便等を活用すること。なお、各学校の実情に応じて、学校地域連携コーディネーターがチラシの配布を行う場合もあるため、必要に応じて、作成したチラシを作成枚数の範囲内において提供すること。

5 業務の遂行

- (1) 受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（事件、事故、停電、断水、災害、感染症等）は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告するとともに対応等に協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を遂行できる資質を持つ人員を適切に配置すること。
- (3) 受託者は、各チャレンジスクールのスタッフがボランティアで活動する市民であることを十分に認識し、懇切丁寧に接すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において重大なトラブルが発生した場合は、その都度、委託者に対する報告会等を開催すること。
- (5) 受託者は、さいたま市放課後子ども居場所事業の委託事業者と必要に応じて連携を図ること。

6 提出書類

- (1) 本業務について、以下の内容に関する報告書を作成し提出すること。書類の内容については、原則として、履行期間開始時に委託者と協議する。なお、本報告書は、3か月ごとに作成し、速やかに電子データ及び紙面にて提出すること。
 - ① 活動内容に関する事項
 - ② 実績に関する事項
 - ③ 収支に関する事項
 - ④ その他委託者が求める本業務に係る事項
- (2) ぼらたまのシステムにおいて至急の連絡が必要となった場合に備え、システムに関する緊急連絡先を提出すること。提出された連絡先は、ぼらたまの保守業務受託者に提供するので、予め承すること。また、委託者は、ぼらたまの保守業務受託者から提供のあった緊急連絡先を受託者へ提供する。なお、本連絡先は、本仕様書「4 一般事項」の(2)ア～ウの書類と併せて提出すること。
- (3) ぼらたま運用業務について、以下の内容に関する報告書を作成し提出すること。書類の内容については、原則として、履行期間開始時に委託者と協議する。なお、本報告書は、3か月ごとに作成し、速やかに電子データ及び紙面にて提出すること。
 - ① 研修の参加状況
 - ② 研修の参加者年代性別ごとの内訳
 - ③ 研修会の開催実績

- ④ 登録者紹介先団体内訳
- ⑤ その他委託者が求める本業務の報告に係る事項

(4) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するために、委託者と本業務について打ち合わせを行った場合には、遅滞なく打ち合わせ議事録等を作成し、速やかに委託者に提出すること。

7 業務の再委託の禁止

受託者は、受託した業務の大部分もしくは重要な部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

ただし、プログラム提供のため、大学・企業・NPO等から協力を得る場合においては、第三者へ委任してもよいこととする。

8 業務計画の変更等

- (1) 受託者は、事業計画を変更する場合、または所要経費の費目（謝金等）の流用を行う場合は、あらかじめ委託者に連絡し、協議の上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受託者は、代表者の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は速やかに委託者へ報告の上、対応等を協議すること。

9 委託料等について

(1) 提示資料

委託者に対し本契約に関する業務ごとの内訳を提示すること。

(2) 帳簿の作成等

本契約に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、委託者の請求があったときは、いつでも開示及び提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、委託を受けた期間の属する年度の翌年度から5年間整理保存しておくこと。また、委託者は必要に応じ実地調査を行うことができるることとし、受託者はこれを拒んではならない。

(3) 利息の取扱い

預貯金により生じた利息については、本業務を遂行するために必要な経費に充当することができる。

(4) 委託料の支払い

- ① 委託者は、受託者の請求に基づき、委託料を支払う。委託料の支払方法については、委託者と協議の上決定する。
- ② 委託者は、前項の定めによる請求があったときは、その日より30日以内に委託料を支払う。
- ③ 委託者は、事業計画の内容等を協議した上で、契約金額の範囲内で事業に要する経費を委託料として受託者に支払う。

④ 受託者は、委託料の管理にあたっては、適切な対応を図らなければならぬ。

(5) 委託料の変更

感染症等の影響によりチャレンジスクールの活動が休止された場合には、実施回数等の実績に基づき、委託料について、委託者及び受託者において協議を行い、変更を行うこととする。

(6) 各経費の内訳

本業務に係る委託料の区分や支出の割合は以下を参考とすること。ただし、以下に記載する各経費の区分等は、見積りに必要な参考資料として提示しているため、実際の支出割合を決定するものではなく、また、受託者における各経費の区分等について指定するものではない。

区分	割合
チャレンジスクール支援業務に係る経費※	70%
プログラム提供、スタッフ等の人材確保に係る業務、スタッフの資質向上に係る業務、満足度向上に係る業務及び広報業務に係る経費	17%
本業務を行うために必要な受託者における人件費や事務処理等に係る経費	13%

(消費税及び地方消費税を除く)

※ チャレンジスクール支援業務に係る費用内訳

対象等	1回あたりの金額	割合
謝金	学習アドバイザー (教室コーディネーター)	2,000円 46%
	安全管理員 (教室コーディネーター)	1,200円 28%
	会議出席	1,600円 1%
その他支援業務に係る経費	—	25%

10 法令等の遵守

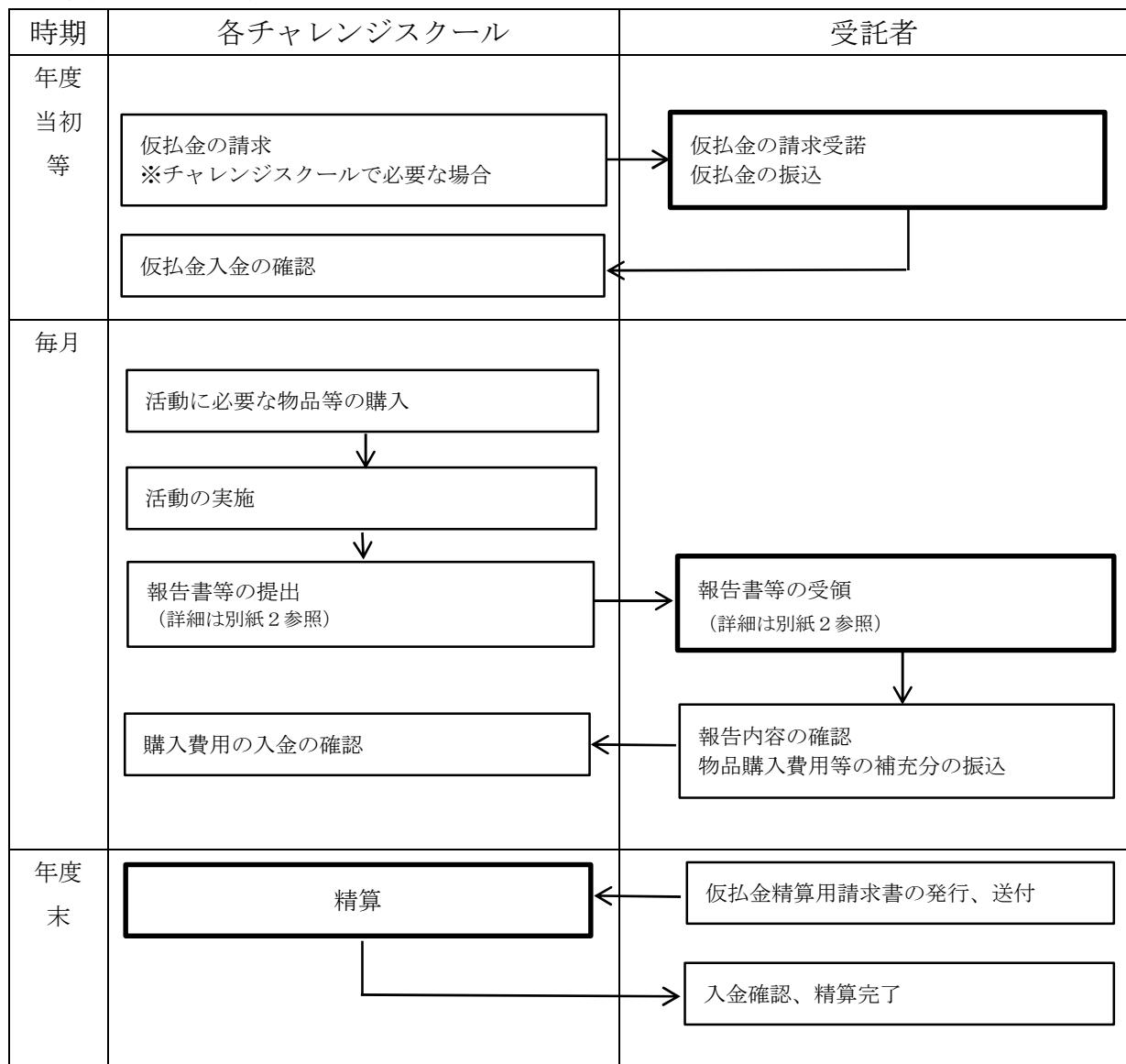
チャレンジスクール事業等の実施にあたっては、本仕様書及び本特記仕様書のほか、国及びさいたま市が定める各種法令等を遵守しなければならない。また、法令等の改正があった場合は、改正後の法令等を遵守しなければならない。

名称	意味	掲載ページ
学習プログラム	児童生徒に学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的としたプログラム。 (予習・復習、補充学習・ＩＣＴを活用した学習活動など)	6 ページ 8 ページ
体験プログラム	スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動など、児童生徒の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をはぐくむことを目的としたプログラム。 (各種スポーツ、実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験 など)	6 ページ
教室コーディネーター	チャレンジスクール事業の中心的な役割を担うボランティアスタッフ。	6 ページ 15 ページ
学校地域連携コーディネーター	社会教育法 第9条の7 における「地域学校協働活動推進員」に準ずる学校職員。 地域学校協働活動に係る業務にあたる。	7 ページ 13 ページ
思考力教材	論理的思考力や批判的思考力等を養うことを目的とした教材。	8 ページ
ボランティアシティ さいたまWEB (ぼらたま)	さいたま市の事業に関するボランティア募集情報と応募登録の総合サイト。 URL https://volunteercity-saitama.jp/	9～14 ページ
さいたま市放課後子ども居場所事業	授業がある日は放課後から（土曜日は午前8時から）、午後5時までは希望するすべての児童に、午後7時までは保護者の就労等の要件を満たした児童に保育を提供する事業。子ども未来局で所掌し、令和8年度は25の小学校で実施する。	13 ページ

別紙1

「運営費等に係る事務手続き」

運営費等の事務手続きフロー



※フローの方法に依りがたい場合は、あらかじめ委託者と協議し、同意を得ること。

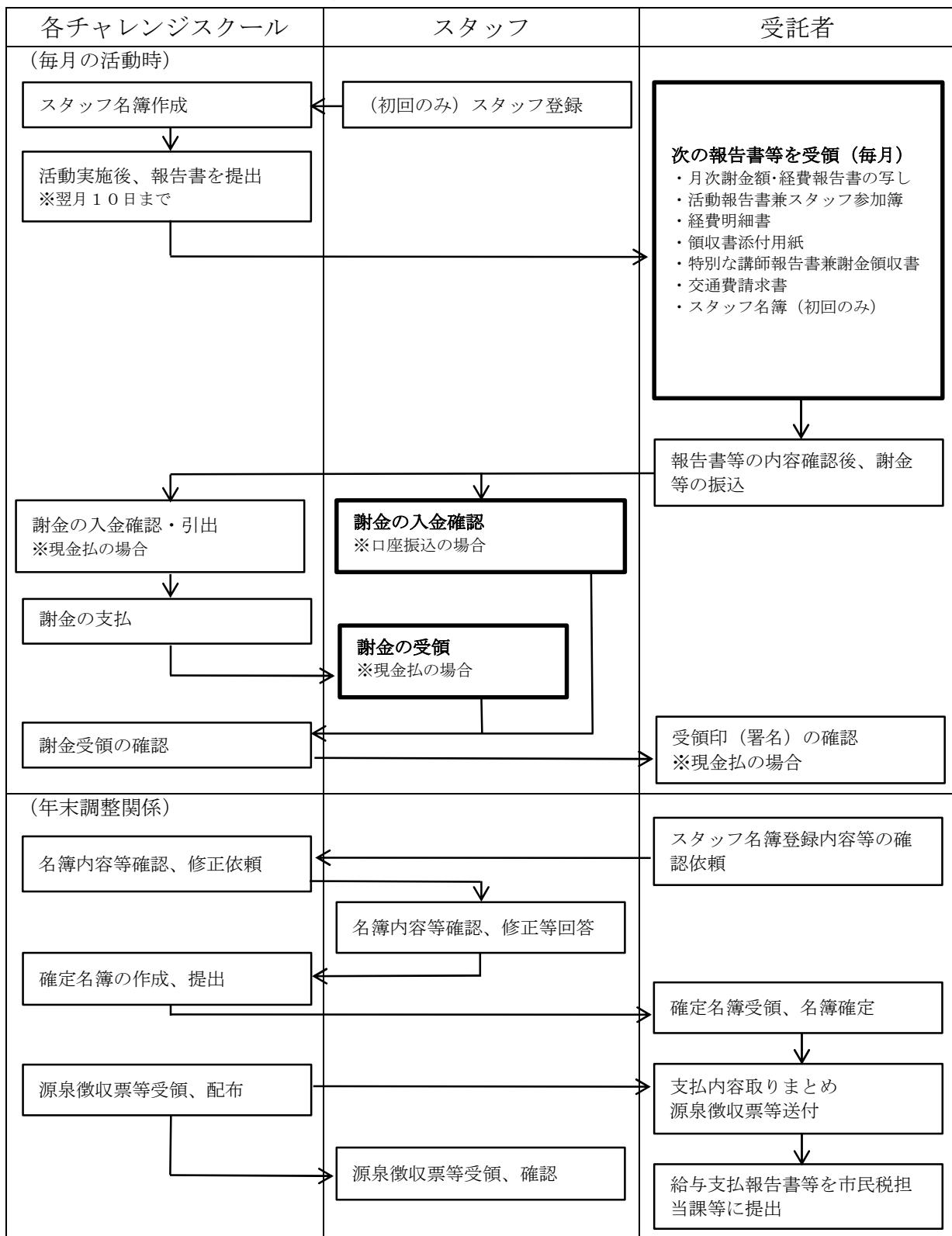
【運営費の内訳及び例】

- ・ 消耗品費
コピー用紙、プリンタトナー、文房具（筆記具、のり、はさみ、テープ等）、救急用具、活動用具（なわひも、ボール、CDプレイヤー、折り畳み机等）
※さいたま市の規則上備品（消費税込の購入価格が5万円以上の物品）の購入は不可
- ・ 印刷製本費
コピー代、説明会資料・ボランティア募集チラシ印刷代、写真プリント代
- ・ 通信運搬費等
切手代、宅配便発送料、振込手数料

別紙2

「謝金等事務手続き」

スタッフへの謝金等の事務手続きフロー

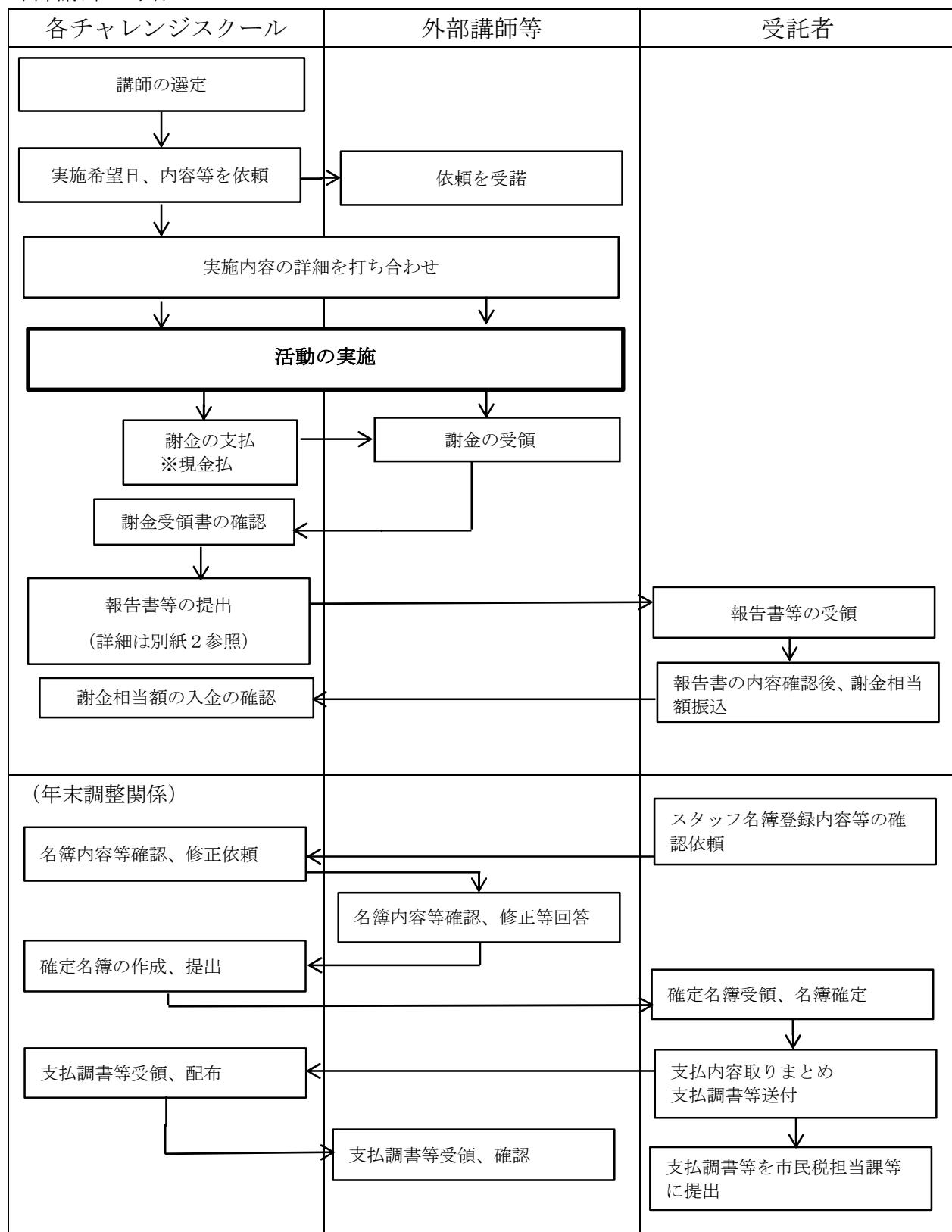


※フローの方法に依りがたい場合は、あらかじめ委託者と協議し、同意を得ること。

※毎月の報告書類は、追加、変更となることがあります。

「講師派遣の手配に係る事務手続き」

外部講師の手配フロー



※フローの方法に依りがたい場合は、あらかじめ委託者と協議し、同意を得ること。

さいたま市チャレンジスクール推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文部科学省が定める学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領に基づき、さいたま市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施するチャレンジスクール推進事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、土曜日や放課後等に学校の教室等を活用して、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等の参画を得て、地域と学校が連携・協働して、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかにはぐくむことを目的とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 土曜チャレンジスクール

子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るため、土曜日等に子どもたちの自主的な学習や体験活動等を実施する。

(2) 放課後チャレンジスクール

子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をはぐくむため、放課後等に子どもたちのスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施する。放課後チャレンジスクールの実施に当たっては、さいたま市放課後児童クラブと連携して実施する。

(事業の運営等)

第4条 事業の運営等は、次のとおりとする。

(1) 委員会は、事業の企画及び運営を行うため、各チャレンジスクールに設置される、地域住民等による実行委員会に、次に掲げる者（以下「スタッフ」という。）を配置する。

ア 事業の中心的な役割を担う「教室コーディネーター」

イ 子どもたちの学習を支援する「学習アドバイザー」

ウ 子どもたちの安全を管理する「安全管理員」

(2) 委員会は、事業が効率的かつ円滑に実施できるよう、第1号アに掲げる者で構成するチャレンジスクール運営会議を設置する。

(3) 委員会は、第1号に掲げる者の資質向上を図るため、研修を実施する。

(事業の実施校)

第5条 事業の実施校は、次のとおりとする。

(1) 土曜チャレンジスクールは、市立全小・中学校とする。

(2) 放課後チャレンジスクールは、市立全小学校とする。

(事業の実施場所)

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 実施校の校地

(2) 校舎

(3) 校舎の附属設備

(4) その他委員会が必要と認めた場所

(事業の対象者)

第7条 事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) 土曜チャレンジスクールは、市立小・中学校の全児童生徒とする。

(2) 放課後チャレンジスクールは、市立小学校の全児童とする。

(事業の参加者)

第8条 事業の参加者は、次のとおりとする。

(1) 事業の参加者は、各実行委員会が決定する。

(2) 委員会は、事業の実施に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)第10条及び附則第4条の規定に基づき委員会が定めた「地方公共団体等職員対応要領」に基づき、障害者に対する合理的配慮に留意する。

(事業の参加費等)

第9条 事業の参加費は無料とする。ただし、教材費等で参加者が消費する実費相当額等の負担を、参加者の保護者に対し求めることができる。

(参加者等の安全管理)

第10条 委員会は、参加者及びスタッフの安全管理について、常に細心の注意を払うものとし、事故の防止及び災害発生時の避難方法のほか、帰宅時の安全確保に十分配慮する。

(参加者等の保険)

第11条 参加者等の保険は、次のとおりとする。

(1) 委員会は、参加者及びスタッフを対象とした傷害保険に加入し、保険料の負担は次のとおりとする。

ア 参加者にかかる保険料は、参加者の保護者が負担する。

イ スタッフにかかる保険料は、委員会が負担する。

(2) 委員会は、活動中に生じた事故等を対象とした損害賠償責任保険に加入し、保険料は委員会が負担する。

(個人情報の取扱い)

第12条 実行委員会及びスタッフは、事業の実施上知り得た秘密及び取得した個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、これを事業以外に使用してはならない。このことは、スタッフを退いた後においても同様とする。

(事業の委託)

第13条 委員会は、事業の実施に当たっては、事業の運営業務等を委託することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。